

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年7月3日	株式会社白馬交通(法人番号 6120101066988) 代表者三浦智仁	大阪府羽曳野市古市6丁 目12番26号	本社	大阪府羽曳野市古市6丁目12番26号	警告	道路運送法第27条第3項	令和7年4月3日及び同年5月19日、新規許可を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)	0	0
令和7年7月25日	ミチ才商事株式会社(法人番号 6120001194245) 代表者権世杰	大阪府堺市堺区住吉橋1- 7-13-1001	本社	大阪府堺市堺区龍神橋町一丁2番16号 一ISE伊勢住宅宅7505 3階3BDC号室	輸送施設の使用停止(60日 車)	道路運送法第27条第3項	令和6年10月29日、同年11月20日及び同年12月6日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(3)運行管理者の講習受講義務違反【講習未受講】(運輸規則第48条の4第1項)	9	6
令和7年7月30日	五つ星交通株式会社(法人番号 6120101066088) 代表者兒玉松夫	大阪府堺市中区小阪71番 地4	本社	大阪府堺市中区小阪71番地4	文書警告(処分日車数45日 車のため、一般貸切旅客自 動車運送事業者に対する 行政処分等の基準3.(6)に よる)	道路運送法第27条第3項	令和7年5月22日、同年5月30日及び同年6月27日、新規許可を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項、第3項)、(2)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)	5	5